議会運営委員会　会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日　時　令和２年３月１８日（水曜日）

　　　　午後１時００分開会，午後１時１７分閉会

場　所　第３委員会室

日　程

１　開　　会

２　委員長挨拶

３　議長挨拶

４　協議事項

（１）土浦市議会委員会条例の一部改正について

（２）その他

５　閉　　会

出席委員（６名）

委員長　　海老原　一郎

副委員長　吉田　千鶴子

委　員　　小坂　博

委　員　　鈴木　一彦

委　員　　塚原　圭二

委　員　　勝田　達也

欠席委員（１名）

委　員　　吉田　博史

その他出席した者

議　長　　篠塚　昌毅

副議長　　平石　勝司

説明のため出席した者（なし）

事務局職員出席者

局　長	塚本　哲生
次　長	川上　勇二
係　長	小野　聡
主　査	寺嶋　克己

傍聴者（なし）

〇海老原委員長　それでは，ただ今から議会運営委員会を開会いたします。傍聴は無いですね。

（「はい」との声あり）

〇海老原委員長　はい。それでは，最初に議長からご挨拶願います。

〇篠塚議長　予算特別委員会終了後のお疲れのところ，議会運営委員会を開いていただきまして，ありがとうございました。前回の全協の中で，常任委員会の概念と予算の質問がありましたので，ご審議のほど，どうぞよろしくお願いいたします。

〇海老原委員長　それでは，早速協議に入ります。協議事項（１）土浦市議会委員会条例の一部改正について，協議をお願いします。この件は，３月１１日の全員協議会におきまして，私から，全議員へ，改正の賛否を伺ったところ，常任委員会の概念という質問が出され，議会運営委員会で，再考して欲しいとの提案をいただいたことから，再度，皆様に，ご協議をお願いするものでございます。本日は，常任委員会についての仕組みや成り立ち等，よくご存じの内容かもしれませんが，初心に立ち返って，協議をお願いできればと存じます。それでは，事務局より説明願います。

〇川上事務局次長　内田議員からは常任委員会の概念という，大変難しい質問をいただきました。その答えになるかどうかはわかりませんが，資料を作りましたので，説明をさせていただきます。まず，資料№.１をご覧ください。地方自治法における常任委員会等の変遷を表にしたものでございます。地方自治法が定められた昭和２２年当時は，常任委員会の設置数及び所属数に制限がなかったことから，議会運営委員会も，常任委員会という位置づけで設置されておりました。次の昭和３１年の自治法の改正ですが，常任委員会の設置数が，人口当たりいくつと，設置数の制限が設けられ，一人の議員は，複数の常任委員会に所属できないように変更されました。これは，２つ以上の委員会に所属すると，各委員会が同時に審議を行うことができず，委員会制度の趣旨である，手分けして能率的かつ専門的審議を行うことができなくなることから，常任委員会の所属が１個と制限されたものでございます。このことを受け，議会運営委員会を常任委員会の範疇とすると，本市でいう，総務市民や文教厚生委員会などの常任委員会に，議会運営委員は，所属できなくなってしまうことから，任意の委員会という位置づけ，感覚としては，法的に担保された常任委員会よりも格下という形になったものでございます。そのことから都道府県議会からは，議会運営委員会を法制化して欲しい。全国都道府県議長会からは，議会運営委員会・予算委員会・決算委員会を法制化して欲しいという要望が出されたところでございます。その結果，平成３年に，議会運営委員会が常設のものであるが，通常の常任委員会とは別格のものとして，地方自治法に規定がされたところでございます。その後，平成１２年には，常任委員会の設置数の制限が撤廃され，平成１８年には，１議員１常任委員会所属の制限が廃止となりました。これは，先になされていた全国都道府県議長会からの，予算委員会・決算委員会を法制化して欲しいという要望が反映されたものでございますが，議案一体の原則への対応として改正されたものと理解をしております。この議案一体の原則という言葉ですが，改めて

説明をさせていただきます。資料№.２の１枚目をお願いします。２４２ページと右下に書かれてるページの上の方に，大きな文字で議案一体の原則と書かれている脇に，その説明が書かれております。議案一体の原則とは何か。助言者と書いてある部分が回答になりますが，議案というのは一体で，不可分であるので，一つの委員会に付託をして審査するとともに，採決では一部を可決，一部を否決とすることができないことを指すということでございます。その後の質問も，大変重要なことが書かれておりますので，あとで読んでいただければと存じますが，この予算決算委員会が常任委員会か，特別委員会かの答えとしては，次のページの中ほど，矢印が付いている右側の方の部分になります。常任委員会が複数制となっても，予算，決算を特別委員会で審査することができるかという質問がございます。その回答を朗読いたします。議会運営委員会を除きますと，常任委員会は執行機関の部課に対応して設置されています。特別委員会は，特に重要な案件を対象に設置されます。一年間の議案の中で最も重要な議案は予算，次に重要なのは決算です。これらは毎年，長から提出されるものですから常任委員会で審査するのが原則です。常任委員会の設置数に制限がなくなり，常任委員の複数制が認められたのですから，特別委員会を設置し，これに予算や決算を付託して審査する必要性はなくなりました。とございます。こちらを読んでみますと，平成１８年当時に，議会事務局が，この改正に手をつけなかったことに，問題があったことは明白でございます。大変，反省をしているところでございます。申し訳ございませんでした。説明は以上でございます。

○海老原委員長　続いて，視察旅費の質問もいただきましたので，事務局長から説明願います。

○塚本事務局長　私の方からは，内田議員から質問があった視察等の旅費について，説明をさせていただきます。まず，県内の他の市議会で，同じように予算や決算の委員会化しているところに，旅費を予算化しているか調査しましたが，いずれも予算化しておりませんでした。また，今回の一部改正は，分割付託の違法性の解消を第一義として，この予算決算委員会を設置するということですから，予算決算委員，全２４議員で視察を行う必要が生じた場合には，各常任委員会は，分科会という位置づけですので，常任委員会に予算化されている，ひとり１２万円の旅費を使って実施することが考えられます。説明は，以上でございます。

○海老原委員長　では，事務局からの説明を踏まえ，各委員からご意見はございますか。

○鈴木委員　再確認します。予算決算委員会が常任委員会として位置づけされた時は，旅費として，ひとり１２万円をつけなければならないんですか。

○川上事務局次長　結論としましては，つけないということです。

○篠塚議長　予算決算委員会，歳入については，全員でやるんですが，歳出については，分科会でやるんで，歳出についての視察は，各常任委員会でやって欲しいと・・・。

○鈴木委員　今まで通りですね。

○篠塚議長　はい。予算決算委員会の全員での視察となると，歳入に関するものですので，なかなか無いということもあるんですが，他市の例を調査しても，予算化して

いる所はないので，今まで通りでお願いをしたい。
○海老原委員長　その他，ございませんか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長　それではですね，委員会条例のですね，一部改正については，明日ですね，上程することに，させていただきたいんですが，まず，その前段として，まず，この点は，いいですかね，上程すること，最終的には，本会議ということなんで。明日，上程することは，よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長　それでは，異議なしということにさせていただきまして，委員会提出議案として，明日の本会議で上程すると決定しましたが，議案書につきましては，この後ですね，全協で，結果を，報告をしてですね。今日の議運の協議結果を報告してですね，ご了承をいただくんですけど，説明する全協で，今，言った資料の１と２を出した方が良いのか，出さない方が良いのか。

○小坂委員　今日のことを，上程するということを，了解して，それを全協で了解をもらって，中身は，明日ということですか。そういう意味なの。よくわからないんだけど。

○海老原委員長　ここで上程することを諮って，それを，この後，全協で，同じことを諮ってですね，やるということについて・・・。

○塚原委員　小坂委員が言ってるのは，上程する内容を，今日は出さないで，いきなり明日，出すのっていうことですよね。

○小坂委員　そう。だから，上程するってことだけを，全協で了解すればいいんですか。ということなの。

○川上事務局次長　順番が逆になってしまったかもしれませんが，前回の全協で，どのように改正するかという新旧対照表をお示しいたしました。そこで，内田議員から，質問が出されたことから，改めて，その部分の審議をしていただいて，その結果を全協に，また返すということです。

○小坂委員　わかった。

○鈴木委員　この前の内容を変えないまま，上程するということですね。

○川上事務局次長　はい。

○小坂委員　了解です。

○海老原委員長　この後の全協で，今の２点，概念と旅費の説明をして，明日，提出しますよということで，報告をしてですね，その時に，この資料，出さなくて良いですか。

（「今日の全協ですか」の声あり）

○海老原委員長　今日の全協です。

（「出さないとだめでしょう」の声あり）

○小坂委員　この前の質問について，協議した資料ですから。全協で説明しないと。

○海老原委員長　それでは，資料の１と２を全協で皆さんにお配りします。それでです

ね，この後なんですが，全協が終わってからなんですが，議案書の形に整えるにあたって，皆さんの署名をいただかなきゃいけないんですね。議運の，提出者の。これについては，もう一度，議運を開かないで・・・。

〇小坂委員　中身は決まっているんだから。

〇海老原委員長　議運を開かないで，署名だけしていただいて，その内容については，明日の全協で，こういう条例ですよってこと，それは，もう一度，諮らなきゃならないんで。

〇小坂委員　明日は，署名されたものを出すんですね。

〇海老原委員長　そう。

〇小坂委員　ということは，今日，書くの。

〇海老原委員長　今日っていうか，でないと，明日になっちゃうんだけど。今，書いていただいて，よろしいですか。

（「異議ありません」の声あり）

〇海老原委員長　では，署名をお願いします。

（出席委員６名　議案書に署名）

〇海老原委員長　ありがとうございました。それでは，この後の全協で，協議結果を報告してまいりますので，よろしくお願いいたします。以上で議会運営委員会を閉会いたします。